

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	1-1
処分の種類	適正化規程の変更命令、認可取消			
根拠法令条例等・条項	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第11条第1項			
処分の概要	適正化規程の内容が法の基準に反するようになった場合、内容を変更することを命じ、又は認可を取り消すもの。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に処分実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することが困難なため)			
基準の制定根拠	—			